

八雲町告示第 56 号

次のとおり、公募により技術提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者（以下「最優秀事業者」という。）を随意契約の交渉相手方として選定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 8 年 5 月 21 日

八雲町長 萬 谷 俊 美

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名称 八雲町議会ペーパーレス会議システム導入業務
- (2) 業務の内容 八雲町議会ペーパーレス会議システム導入業務基本仕様書による
- (3) 履行期限 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - ※システム導入業務及び操作研修会に係る契約 令和 8 年 9 月 25 日まで
 - ※システムの利用に係る契約 令和 9 年 3 月 31 日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 参加表明書の提出締切日において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 国、県、町（市）税等の滞納がないこと。
- (5) 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 公告日から過去 5 年間に、他の地方公共団体の議会においてペーパーレス会議システム導入業務に類似する提案の受注及び受託実績を有していること。

3 契約締結までの日程

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりであるが、都合により変更する場合がある。

日程	内容
令和 8 年 5 月 21 日（木）	関係書類公表開始日
令和 8 年 5 月 21 日（木）～ 6 月 24 日（水）	質問受付期間

令和8年7月1日(水)	質問に対する回答期日
令和8年6月5日(金)	参加表明書等提出期限
令和8年6月16日(火)	参加資格確認結果通知
令和8年7月1日(水)	企画提案書等提出期限
令和8年7月8日(水)	プレゼンテーション審査
令和8年7月中旬	選定結果通知
令和8年7月中旬～8月上旬	契約手続き
令和8年8月上旬～9月25日まで	システム導入業務
令和8年8月上旬～9月25日まで	操作研修会
令和8年10月1日	システム利用開始日

4 最優秀の提案をした者の選定方法

実施要領により、提出された企画提案書を評価し、最優秀事業者を選定する。

5 契約手続

八雲町財務規則の規定により契約手続を行う。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングに遅刻及び参加しなかった場合の提案は無効とする。

ウ 審査結果及び最優秀事業者を公表する。

エ 詳細は、実施要領等による。

7 参加申込み・問合せ先

八雲町役場 議会事務局(担当者:千代)

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

電話番号 0137-62-2388

電子メールアドレス: gikai@town.yakumo.lg.jp